

伊勢赤十字病院
MMC 臨床研修プログラム
(2026 年度版)

基本理念

人道に基づき、赤十字病院として質の高い医療を提供します

基本姿勢

1. 赤十字精神のもと、患者さまと協働し、患者中心の医療を実践します
2. 地域の医療・介護・福祉機関と連携を深め、地域完結型医療を目指します
3. 地域基幹病院として、救急医療、急性期医療に注力します
4. 医療安全、感染管理に努め、医療の透明化・標準化に取り組みます
5. 医の倫理にのっとり、患者さまを尊重し、権利を擁護します
6. 医療の質を高めるための改善活動を継続して行っています
7. 国内外での救援活動を赤十字の一員として推進していきます
8. 人材育成の努め、全人的医療が行える職員を養成します
9. 職員のライフスタイルを尊重し、満足度の高い職場環境を実現します
10. 健全経営に努め、いつまでも必要とされる病院を目指します

職業倫理指針

私たちは、

1. 赤十字の精神に則り、患者さまの命と健康、尊厳を守ります。
2. いかなる差別もせず、公平で開かれた医療を提供します。
3. 患者さまが最大の恩恵を受けられるよう、患者中心の医療を行います。
4. 患者さまのプライバシー、個人情報を守ります。
5. 質の高い医療を提供するため、自己研鑽に努めます。
6. 互いに尊重し、協力してチームとして患者さまに向き合います。
7. 地域の健康を守ることで、社会に貢献していきます。

目 次

伊勢赤十字病院 MMC 臨床研修プログラム

- I 研修理念・基本方針・研修医育成像
- II プログラムの特色
- III 必修研修と研修期間
- IV 各診療科の具体的なカリキュラム
- V 評価
- VI 臨床研修の修了・中断・休止・再開・未修了
 - 1. 臨床研修の修了
 - 2. 臨床研修の中断
 - 3. 臨床研修の休止及び再開
 - 4. プログラム修了後のコース
- VII 研修医の処遇・採用
- VIII 研修管理体制・指導体制

厚生労働省が定める臨床研修の到達目標

研修分野別マトリクス

オリエンテーション

多職種研修

各研修カリキュラム

以下については「初期臨床研修プログラム」内「各科研修内容」の該当する診療科および分野のページをご覧ください

救急部研修

- 内科
 - 循環器内科研修
 - 腎臓内科研修
 - 血液内科研修
 - 感染症内科研修
 - 腫瘍内科研修
 - 呼吸器内科研修
 - 消化器内科研修
 - 肝臓内科研修
 - 糖尿病・代謝内科研修
 - 脳神経内科研修

外科・乳腺外科研修

麻酔科研修

小児科研修

産婦人科研修

整形外科研修

心臓血管外科・呼吸器外科研修

脳神経外科研修

泌尿器科研修

眼科研修

頭頸部・耳鼻咽喉科研修

皮膚科研修

形成外科研修

放射線診断科研修

放射線治療科研修

緩和ケア内科研修

病理診断科研修

精神科研修

伊勢赤十字病院

松阪厚生病院

南勢病院

三重大学医学部附属病院

熊野病院

三重県立こころの医療センター

地域医療研修

尾鷲総合病院

飯山赤十字病院

紀南病院

国民健康保健 志摩市民病院

町立南伊勢病院

伊勢田中病院

相野谷診療所

西岡記念セントラルクリニック

鳥羽市立神島診療所

保健・医療行政研修

三重県伊勢保健所

三重県赤十字血液センター

一般外来研修

臨床検査課研修

プログラムの名称

伊勢赤十字病院 MMC 臨床研修プログラム（プログラム番号：030457608）

プログラム責任者 大森 教成 副プログラム責任者 鎌田 尚樹

I 研修理念・基本方針

研修理念

赤十字の理念－人道－に基づき、人々の生命と健康、尊厳を守り、将来専門とする分野にかかわらず、患者中心の質の高い医療の提供ができる幅広い臨床実践能力を育成する

基本方針

- ①人としての尊厳を守る医療を実践する
- ②チーム医療で、患者・家族にとって最善の医療を提供する
- ③専門的知識に基づく根拠ある医療を実践する
- ④「おかげさまのこころ」で相手への気遣い・配慮ができる
- ⑤地域医療保健福祉におけるそれぞれの機関（施設）の役割を理解する
- ⑥症例研究等に積極的に取り組む姿勢を身につける
- ⑦赤十字職員としての自覚と誇りをもつ

研修医育成像

多岐にわたる専門診療科そして救命救急センターを設置しており、専門的知識を有効に活用し、多職種と連携したチーム医療を実践し、患者が安心できる医療を提供できる医師を育成します。

II プログラムの特色

1. 三重県南部の二次・三次救急を担う当院は、救急患者の受入数は全国でも上位であり、幅広い救急疾患や基礎的疾患を経験できる。2年間を通して各科ローテーションと救急を並行して継続的に研修することで、救急対応・知識・技能の定着をはかることができる。また、県内で唯一ドクターヘリの同乗研修が可能なことも特色の一つである。
2. 三重県南部のへき地を中心とした病院・診療所等が多く協力施設となっている地域医療研修は、地域の特性や生活背景、各々施設の役割と連携について理解を深めることができる。

III 必修研修と研修期間

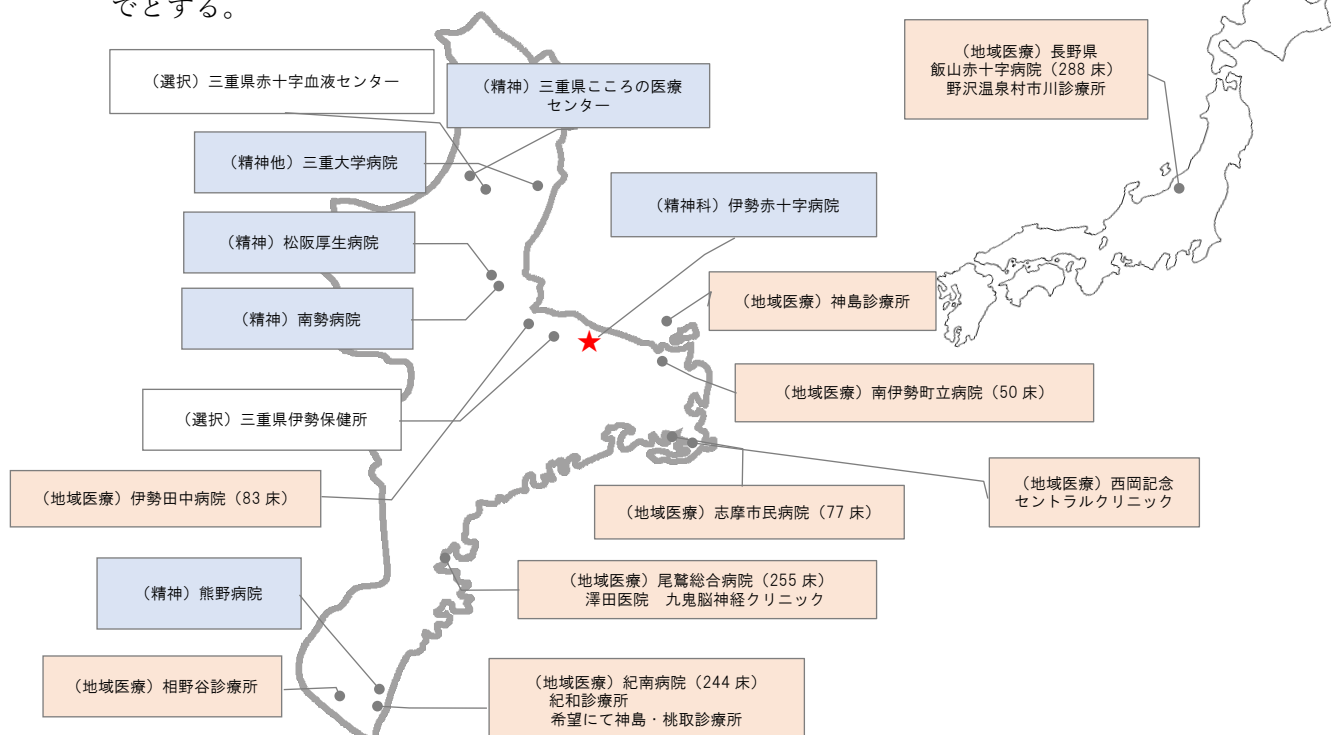
分野	研修科／施設	研修期間
救急	救急外来	1年次・2年次各5週。 並行研修*（宿直明けが平日となる宿直）※週1回まで
内科	循環器内科	30週（連続した5週×6科） 並行研修（一般外来）**
	腎臓内科	
	血液内科	
	感染症内科	
	腫瘍内科	
	呼吸器内科	
	消化器内科	
	肝臓内科	
	糖尿病・代謝内科	
	脳神経内科	
小児科	小児科	連続した5週 並行研修（一般外来）**

分野	研修科／施設	研修期間
産婦人科	産婦人科	連続した 5 週
外科	外科／乳腺外科	連続した 5 週 並行研修（一般外来）**
麻酔科	麻酔科	連続した 5 週
精神科	南勢病院	連続した 5 週（20 日以上）
	松阪厚生病院	
	三重県こころの医療センター	
	熊野病院	
	三重大学医学部附属病院	
	伊勢赤十字病院	
地域医療	尾鷲総合病院 澤田医院 九鬼脳神経クリニック	5 週（20 日以上） 並行研修（一般外来）**
	飯山赤十字病院（長野県） 野沢温泉村市川診療所	
	紀南病院 紀和診療所 希望にて神島・桃取診療所	
	国民健康保健 志摩市民病院	
	町立南伊勢病院	
	伊勢田中病院	
	相野谷診療所	
	西岡記念セントラルクリニック	
	神島診療所	
一般外来	* 内科／小児科／外科 地域医療	20 日以上

※各内科 20 日以上、内科以外についても 20 日以上の研修を行うこと。

【選択研修】

伊勢赤十字病院の各科他、MMC 病院（研修可能な病院と診療科は別表 1 を参照）、三重県伊勢保健所、三重県赤十字血液センターから選択できる。なお、MMC 病院研修は 2 ヶ月までとし、MMC 病院研修、地域医療研修、精神科研修の院外研修は合計して最長で 3 ヶ月までとする。



ローテーション例（ローテーションの順番は、研修医によって異なる） 各年 52 週

1 年次	2 週	30 週				5 週	5 週	5 週	5 週
	オリエンテーション	内科				救急	小児科	外科	麻酔科
2 年次	5 週	5 週	5 週	5 週	32 週				
	救急	精神科	地域医療	産婦人科	選択科				

※必修研修の研修期間（日数）について、有休（夏季休暇、病欠、遅刻・早退等）、特別休暇（忌引き、結婚等）、出張、救急部の並行研修等は、すべて研修日数から減算される。（地域医療研修先での宿直研修の明けは除く）

※有休・特別休暇・出張・宿直明けの日は、事前に分かり次第速やかに研修科の指導医に報告する。

※研修日数不足の場合は週単位での追加研修が必要となる（1～4 日の不足→1 週間、6～9 日→2 週間）

※夏季休暇は 3 日間、7～9 月に付与される。労働基準法に基づき年 5 日以上の有給休暇（夏季休暇を含む）を取得しなければならない。

※研修スケジュール（研修科の選択）については 2 回／年のプログラム責任者または副プログラム責任者との面談で決定する。研修スケジュールを変更する場合も同様である。

※一般外来の並行研修（内科、小児科、外科、地域医療研修中）**は各科研修中であれば、週に複数回の研修が可能である。

※選択科においては、原則 1 科 2/3 以上の出席とする（並行研修を除く）。2 年次 3 月においては、宿直等除く勤務日の 1/2 以上の出席とする。

IV 各診療科の具体的なカリキュラム（必修科共通）

「初期臨床研修プログラム」内「各科研修内容」の該当する診療科および分野のページ参照

V 評価

1. 評価のフィードバック（形成的評価）：各診療科

（1）研修医評価票 I・II・III

（2）経験すべき症候（29 症候）および経験すべき疾病・病態（26 疾病・病態）の経験及び病歴要約の提出

※病歴要約は研修期間中に指導医の承認を得る。また、各 1 症例は所定書式でレポートを提出すること

（3）一般外来研修の経験及び外来研修レポートの提出

※外来研修レポートは研修日毎に所定書式を用いて作成し、指導医の承認を得る

（4）臨床手技・検査手技・診療録の経験と習得状況

※手技については、自己評価及び指導医評価

（5）各研修科での振り返り

評価票「事前目標シートおよび振り返りシート」及び「研修科目標 評価」を用いて上級医・指導医と振り返りを行い、フィードバックを受ける。

2. 到達目標の達成度評価：プログラム責任者との面談

年 2 回のフィードバック面接にて上記評価結果に基づく形成的評価（フィードバック）と研修の進捗確認を行う。

3. 臨床研修目標に対する達成度評価（総括的評価）

2 年次の終了時、最終的な達成状況については、「臨床研修の目標の達成度判定票」を用いて評価する。

VI 臨床研修の修了・中断・休止・未修了・再開

1. 臨床研修の修了

- 1) プログラム責任者および研修管理委員会は、臨床研修の目標の達成状況に加え、研修期間や医師としての適性を考慮して研修修了認定の可否を評価し、管理者に報告する。研修修了の認定は管理者が行う。

《臨床研修の修了判定基準》

ア 研修実施期間

- (1)必要履修期間：研修期間を通じ休止期間が 90 日以内（病院にて定める休日は除く）であり、休止期間のある場合は正当な理由を有すること。

イ 臨床研修の目標（臨床医としての適性を除く）の達成度

- (1)必修分野の必要履修期間を満たしていること
- (2)各目標について達成状況（各研修時の研修医評価票Ⅰ～Ⅲ（形成的評価））が確認できること
- (3)すべての必修項目について目標が達成していること
 - ①経験すべき症候、疾病・病態について全て経験し、病歴要約が確認できること
 - ②臨床手技・検査手技・診療録の経験と達成状況が確認できること
 - ③必修となっている経験すべきその他の活動の経験が確認できること
- (4)「臨床研修の目標の達成度判定票」において未達となっている項目がないこと。
全項目中 1 つでも未達のものがあれば、最終判定は未達となり、研修修了は認められない。

※研修期間中にすべて既達となるようにプログラム責任者および研修管理委員会は最大限努力し指導する。研修期間終了時に未達項目が残った場合には、管理者の最終判断により、当該研修医の研修は未修了となり、研修の延長・継続を要する

ウ 臨床医としての適性の評価

- (1)安心、安全な医療の提供ができること
- (2)法令・規則が遵守できること

- 2) 研修修了の認定した研修医には、プログラムを修了したことを記した「臨床研修修了証」を授与する。評価の結果、研修医が臨床研修を修了していないと認めるときは、当該研修医に対して理由を付して「研修未修了通知書」で通知する。

- 3) 2 年間で修了要件を満たしていないと考えられる場合は、最終的に研修管理委員会にて判定を行う。未修了なのか中断なのかについては本人の意向を確認の上、研修管理委員会で決定する。
未修了の場合、延長期間の対応は以下の通りとする。

- (1)評価システムにおいて修了に必要な入力・登録が不足している場合：全て揃った時点で研修管理委員会（臨時）を開催し、修了認定を行う。
- (2)到達目標を達成していない場合：到達目標でレベル2以下となった項目、または経験していない症候・疾病・病態に関連する診療科での研修を研修医・医学生教育委員会で検討し、決定する。延長期間の研修については、目標を達成した時点で当該診療科から教育研修推進室に報告され、研修管理委員会（臨時）にて修了認定を行う。

2. 臨床研修の中断

臨床研修の中断とは、研修期間の途中で臨床研修を中止することをいい、原則として病院を変更して研修を再開することを前提としたものである。

臨床研修の中断を認める事由は以下のようなやむを得ない場合に限る。

- (1)当院の研修科体制の変化などの理由により、当院における研修プログラムの実施が不可能な場合
 - (2)研修医が臨床医として適性を欠き、当院の指導・教育によってもなお改善が不可能な場合
 - (3)妊娠、出産、育児、傷病等の理由により臨床研修を長期にわたり休止し、そのため修了に必要な研修実施期間を満たすことができず、さらに臨床研修を再開するときに研修医の履修する研修プログラムの変更、廃止により同様の研修プログラムに復帰することが不可能であると認められる場合
 - (4)その他正当な理由がある場合
- 1) 研修医が臨床研修を継続することが困難であると認められる場合には、研修管理委員会において審議し、研修管理委員会委員長（院長）に中断を勧告することができる。また、研修医は自ら臨床研修の中断を申し出ることができる。
 - 2) 研修管理委員会委員長（院長）は、研修管理委員会の勧告または研修医の申し出を受けて、当該研修医の臨床研修を中断することができる。
 - 3) 当該研修医の求めに応じて、研修管理委員長は速やかに「臨床研修中断証」を交付するとともに、プログラム責任者は他の臨床研修病院を紹介する等、臨床研修再開のための支援を含めて、適切な進路指導を行う。
 - 4) 臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修病院に再開を申し込むことができる。再開した場合は、臨床研修中断証の内容を考慮した臨床研修を行う。

3. 臨床研修の休止および再開

臨床研修の休止とは、研修期間の途中で臨床研修を中止することをいい、原則として引き続き当院で研修を再開することを前提としたものである。

- 1) 2年間を通じた休止期間の上限は90日（当院において定める休日は含めない）とする。各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、選択科目の期間を利用する等により、あらかじめ定められた臨床研修期間内に各研修分野の必要履修期間を満たすように努める。
 - 2) 研修期間終了時に研修の休止期間が90日を超える場合には未修了とする。この場合、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90日を超えた日数分以上の日数の研修を行うことが必要である。
また、必修科目で必要履修期間を満たしていない場合にも、未修了として取り扱い、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、不足する期間以上の期間の研修を行うことができる。
 - 3) 未修了の場合、当該研修医は原則として同一の研修プログラムで研修を継続する。その際、プログラム責任者は履修計画表を作成しなければならない。
- ## 4. プログラム修了後のコース

2年間の臨床研修を修了したものは、当院が基幹施設または連携施設となる専門研修プログラムに採用されることにより、各専門研修プログラムに則り、引続き当院で専門研修を行うことができる。それぞれの研修医の希望を踏まえ、進路先について相談に応

ずることも可能である。

VII 研修医の処遇・採用

1. 勤務時間、休暇、時間外勤務、当直、社会保険、健康管理等は、本院職員就業規則を適用とする。
2. 研修医は特定の診療科・部門に属さず、研修プログラムに則り研修を行う。
3. 医師法及び臨床研修に関する省令並びに本院職員就業規則に基づき、臨床研修期間中における副業（いわゆるアルバイト診療）を行うことは禁ずる。

①身分 常勤嘱託

②研修手当

1 年次(税込) : 380,000 円/月平均 (諸手当込み)、賞与/年 (900,000 円)

2 年次(税込) : 420,000 円/月平均 (諸手当込み)、賞与/年 (960,000 円)

③諸手当 時間外手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、宿日直手当、退職慰労金等

④勤務時間 基本的な勤務時間 : 8 : 30～17 : 00 (時間外勤務あり)

休憩時間 : 12 : 00～12 : 45

⑤休暇 有給休暇 : 年間 24 日 (うち 3 日は夏休み)

特別有給休暇

年末年始 : 12/29～1/3

日本赤十字社創立記念日 : 5/1

⑥当直 約 5 回/月 (研修医の人数によって変動有)

4 時間の半直勤務あり (変更の場合あり)

⑦住居 無 (住居手当 28,500 円 (上限) /月 支給有)

⑧研修医室 有

⑨社会保険・公的医療保険 = 日本赤十字社健康保険組合

公的年金 = 厚生年金

労働者災害補償保険法の適用 : 有

雇用保険 : 有

⑩健康管理 健康診断 年 2 回

インフルエンザ等予防接種

⑪医師賠償責任保険 当院において加入 個人加入は任意

⑫外部の研修活動 学会、研究会等への参加 : 可

学会、研究会等への参加費用支給の有無 : 有

⑬その他 勤務間インターバルの確保を原則とし、臨床研修の必要に応じ、代償休息を付与する場合あり

4. 定員および選抜基準

定員は 18 名 (随時見直し有)。全国より公募し、面接試験により選抜する。

VIII 研修管理体制・指導体制

1. 病院長 (管理者)

病院管理者として、医師法、臨床研修に関する厚生労働省令その他の法令に則り、研修医の研修および監督に当たる。病院 (群) 全体の研修医育成を行う体制を支援し、プログラム責任者や指導医等、教育担当者の業務が円滑に行われるように配慮する。また、研修管理委員会やプログラム責任者の意見を受けて、研修医に関する重要な決定を行う。

2. 研修管理委員会

研修医の臨床研修の充実と向上を図るため設置する。研修プログラムの作成、調整、研

オリエンテーション

目的：伊勢赤十字病院における臨床研修を効果的・効率的に行うために、病院の理念と歴史、研修システムを理解し、診療に必要な手順・態度を身につける

到達目標

- 1) 病院の理念と歴史、概況を説明できる
- 2) 組織人・医療人として望ましい態度をとることができる（服装、接遇）
- 3) 看護部・薬剤部・医療技術部・事務部門の業務が説明できる
- 4) 当院の臨床研修システムについて説明できる
- 5) 感染予防の基本原則が説明できる
- 6) 医療安全管理体制、セーフティマネジメントの原則について説明できる（事故発生時の対応含む）
- 7) 抗菌薬の適切な使用法の概要を述べるができる
- 8) 輸血時の注意点が説明できる
- 9) 医療情報システムの概要と電子カルテ使用時の留意点を述べるができる
- 10) 診療録、退院時サマリー、診断書の記載内容と留意点について説明できる
- 11) 医療倫理・個人情報保護の重要性を述べるができる
- 12) 保険診療について説明できる
- 13) 学習のための図書や検索ツール等の利用方法が説明できる
- 14) 災害時の対応や役割について説明できる
- 15) 健康管理・メンタルヘルス、禁煙の必要性について理解できる
- 16) 救命救急センターの役割、救急外来の業務（日直・宿直含む）について述べるができる
- 17) 多職種連携・チーム医療・地域連携システムについて説明できる
- 18) 急変時の対応ができる（コードレッド、緊急コール、コードブルー、RRS）
- 19) 基本の手技（静脈路確保、中心静脈カテーテル挿入、末梢挿入型中心静脈カテーテル点滴の作り方、皮膚縫合、各種機器の取り扱い等）を習得できる

多職種研修

目的：医療チームの構成員としての役割を理解し、保健・医療・福祉の幅広い職種からなるメンバーの業務を学ぶ

到達目標

- 1) 他職種の業務について説明できる
- 2) 薬剤師につき、その業務を観察し、一部業務を経験する
- 3) 看護師につき、その業務を観察し、一部業務を経験する
- 4) 臨床工学技士につき、その業務を観察し、一部業務を経験する
- 5) 診療放射線技師につき、その業務を観察し、一部業務を経験する
- 6) 理学療法士等につき、その業務を観察し、一部業務を経験する

修医の管理及び研修医の採用・中断・修了の際の評価等、臨床研修実施を統括管理する。
研修医・医学生教育委員会は、下部委員会として、その役割の一部を担う。

3. プログラム責任者

プログラム責任者養成講習会を受講した者の中から、院長の辞令に基づいて任命される。
研修プログラムの企画・立案・実施の管理及び研修医に対する助言、指導その他の援助を行う。

(1) 到達目標の達成度について少なくとも年2回、研修医に対して形成的評価（フィードバック面接）を行う。形成的評価の結果は記録し、研修管理委員会に報告する。

(2) 研修期間の終了に際し、研修管理委員会に対して研修医の到達目標の達成度評価票を用いて報告する

(3) プログラム責任者の業務を補佐する副プログラム責任者を置く。

プログラム責任者：大森 教成（救急部長）

副プログラム責任者：鎌田 尚樹（小児科部長）

4. 指導医

研修医を直接指導する医師をいい、以下の条件を満たす者とする。院長の辞令に基づいて任命される。

(1) 原則として7年以上の臨床経験を有し、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有する。

(2) 「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」（平成16年3月18日付医政発第0318008号）に則った講習会を受講している。

(3) 指導医は、研修医を直接指導するだけでなく、上級医が研修医を直接指導できるよう監督する。

(4) 指導医は、研修医が担当した患者の病歴や手術記録の作成を指導する

(5) 担当する分野・診療科の研修期間中研修医ごとに到達目標の達成状況を把握し、研修医に対する指導を行い、担当する分野における研修期間の終了後に「研修医評価票」を用いて評価し、その結果をプログラム責任者に報告する。

(6) 研修医の身体的・精神的変化を予測し、問題の早期発見に対応する

5. 上級医

上級医は、研修医を指導する指導医を補佐する。

(1) 上級医とは有資格の「指導医」以外で研修医よりも臨床経験の長い医師をいう

(2) 指導医の監督の下、臨床の現場で研修医の指導にあたる

(3) 研修医の診断・治療・記録など全般を監査する

6. メンター

研修医には希望によってメンターをおくことができる。

(1) 研修医教育に熱意を持つ医師がメンターの役割を担う。

(2) メンターは、研修医の研修生活やキャリア形成全般についての助言、精神面でのサポートなど継続的な支援をおこなう。必要時プログラム責任者への報告を行う。

(3) メンター選択は研修医の希望によって決定する。

7. 医師以外の医療職種（指導者）

研修医に関わるメディカルスタッフ部門の責任者（部長・技師長・課長・看護師長・事務等）をいい、院長の辞令に基づいて任命される。

メディカルスタッフ部門の責任者はその専門職種の観点から研修医の指導・評価を行う。

8. 研修医バディ

研修医1年目に決められた研修医2年目がつき、12ヵ月間救急外来業務の指導をはじめ、研修医1年目の相談に応じ、職場適応を促す。

9. 研修プログラムおよび指導医・指導者の評価

- (1) 研修医は、ローテーション科ごとに診療科並びに指導医・指導者、研修プログラムの評価を行う。
- (2) 2年間の研修の最後に研修を振り返り、各科の研修内容評価及び改善要望を行う。
- (3) 研修医からの評価および改善要望は、研修医・医学生教育委員会、研修管理委員会にて確認し、各科にフィードバックするとともに改善を検討する。

10. 研修記録の保存

- (1) 臨床研修を受けた研修医に関する次の事項を記載し、当該研修医が臨床研修を修了、または中断した日から5年間、電磁的方法及び紙媒体で保存する。
 - ア. 氏名、医籍登録番号および生年月日
 - イ. 修了または中断した臨床研修にかかる研修プログラムの名称
 - ウ. 臨床研修の開始および修了または中断した年月日
 - エ. 臨床研修を行った施設の名称
 - オ. 修了または中断した臨床研修の内容及び研修医の評価（研修医評価票Ⅰ～Ⅲおよび達成度判定票を含む）
 - カ. 臨床研修を中断した場合、臨床研修を中断した理由
 - キ. その他 提出を求めている研修記録

(2) 研修記録の閲覧

研修記録は、必要の都度閲覧できるものとし、研修管理委員会委員、研修医・医学生教育委員会委員、指導医は自由に閲覧できるものとする。その他の者が閲覧を希望する場合は、その目的等必要事項を所定の用紙に記載し、研修管理委員会委員長の許可を得る。

11. 研修医の表彰

2年間の臨床研修修了時、研修医の功労および実績等を顕彰する（ベストレジデント賞）

- (1) 被表彰者は次の各号に該当する者とする
 - 1) 2年間で5回（題）以上の学会発表の実績があること
 - 2) 学会等において発表したものが表彰されたもの
 - 3) その他 これまでにない業績で病院長が認めたもの
- (2) 被表彰者の決定については以下の通りとする
 - 1) 研修医は被表彰者を上申するための資料として、学会発表の実績を毎年1月末までに臨床研修事務局（教育研修推進室）に提出する
 - 2) 臨床研修事務局（教育研修推進室）は、提出された資料を基に被表彰者を研修医・医学生教育委員会に上申する
 - 3) 研修医・医学生教育委員会は、提出された資料をもとに被表彰者の承認、院長への報告を行う
- (3) 表彰方法は、院長より表彰状および記念品（3万円以内）を贈呈する

12. プログラムの管理運営体制

初期研修プログラム遂行のため、定期的に研修医・医学生教育委員会を開催し、研修の評価および研修にかかる諸事項について協議する。それに基づいて研修プログラムの修正を行い、さらに研修管理委員会でも協議され、承認を受ける。研修プログラムの内容は、年度毎に吟味され、研修医および協力医療機関に配付される。

厚労省が定める到達目標

医師は、病める人の尊厳を守り、医療の提供と公衆衛生の向上に寄与する職業の重大性を深く認識し、医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）及び医師としての使命の遂行に必要な資質・能力を身に付けなくてはならない。医師としての基盤形成の段階にある研修医は、基本的価値観を自らのものとし、基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を修得する。

A. 医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与
社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、限りある資源や社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。
2. 利他的な態度
患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。
3. 人間性の尊重
患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。
4. 自らを高める姿勢
自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性
診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。
 - ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
 - ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
 - ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
 - ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
 - ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不法行為の防止に努める。
2. 医学知識と問題対応能力
最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題に対して、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。
 - ① 頻度の高い症候について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
 - ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床判断を行う。
 - ③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
3. 診療技能と患者ケア
臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。
 - ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
 - ② 患者の状態に合わせた、最適な治療を安全に実施する。
 - ③ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。
4. コミュニケーション能力
患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。
 - ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
 - ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
 - ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。
5. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

①医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。

②チームの構成員と情報を共有し、連携を図る。

6. 医療の質と安全管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

①医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。

②日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。

③医療事故等の予防と事後の対応を行う。

④医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

7. 社会における医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会と国際社会に貢献する。

①保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。

②医療費の患者負担に配慮しつつ、健康保険、公費負担医療を適切に活用する。

③地域の健康問題やニーズを把握し、必要な対策を提案する。

④予防医療・保健・健康増進に努める。

⑤地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。

⑥災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要に備える。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

①医療上の疑問点を研究課題に変換する。

②科学的研究方法を理解し、活用する。

③臨床研究や治験の意義を理解し、協力する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

①急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。

②同僚、後輩、医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。

③国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌やゲノム医療を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

コンサルテーションや医療連携が可能な状況下で、以下の各領域において、単独で診療ができる。

1. 一般外来診療

頻度の高い症候・病態について、適切な臨床推論プロセスを経て診断・治療を行い、主な慢性疾患については継続診療ができる。

2. 病棟診療

急性期の患者を含む入院患者について、入院診療計画を作成し、患者の一般的・全身的な診療とケアを行い、地域医療に配慮した退院調整ができる。

3. 初期救急対応

緊急性の高い病態を有する患者の状態や緊急度を速やかに把握・診断し、必要時には応急処置や院内外の専門部門と連携ができる。

4. 地域医療

地域医療の特性及び地域包括ケアの概念と枠組みを理解し、医療・介護・保健・福祉に関わる種々の施設や組織と連携できる。

経験すべき症候 (29 症候)

外来または病棟において、下記の症候を呈する患者について、病歴、身体所見、簡単な検査所見に基づく臨床推論と、病態を考慮した初期対応を行う。病歴要約(病歴、身体所見、検査所見、アセスメント、プラン(診断、治療、教育)、考察等を含む)を作成する。

ショック、体重減少・るい瘦、発疹、黄疸、発熱、もの忘れ、頭痛、めまい、意識障害・失神、けいれん発作、視力障害、胸痛、心停止、呼吸困難、吐血・喀血、下血・血便、嘔気・嘔吐、腹痛、便通異常(下痢・便秘)、熱傷・外傷、腰・背部痛、関節痛、運動麻痺・筋力低下、排尿障害(尿失禁・排尿困難)、興奮・せん妄、抑うつ、成長・発達の障害、妊娠・出産、終末期の症候

経験すべき疾病・病態 (26 疾病・病態)

外来または病棟において、下記の疾病・病態を有する患者の診療にあたる。病歴要約(病歴、身体所見、検査所見、アセスメント、プラン(診断、治療、教育)、考察等を含む)を作成する。

少なくとも 1 症例は外科手術に至った症例を選択し、病歴要約には手術要約を含めること。

脳血管障害、認知症、急性冠症候群、心不全、大動脈瘤、高血圧、肺癌、肺炎、急性上気道炎、気管支喘息、慢性閉塞性肺疾患 (COPD)、急性胃腸炎、胃癌、消化性潰瘍、肝炎・肝硬変、胆石症、大腸癌、腎盂腎炎、尿路結石、腎不全、高エネルギー外傷・骨折、糖尿病、脂質異常症、うつ病、統合失調症、依存症(ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博)

以下は厚生労働省のホームページに記載された臨床研修の到達目標(経験目標)に関する責任科のマトリックス表である。

科目の状況				必修														選択													
ガイドライン 対応番号		「◎」最終責任を果 たす診療科 「○」研修が可能な 診療科	他 職 種 研 修 o r i e n t a t i o n ／	C P C ／ 病 理 診 断 科	(内科①～⑩から6科を選択)														整形 外科	心臓 血管 外科・呼吸器 外科	脳神 経外科	泌尿 器科	眼科	頭頸 部・耳鼻咽喉科	皮膚 科	形成 外科	放射 線診断科	放射 線治療科	緩和 ケア科	臨床 検査課	
					内科①	内科②	内科③	内科④	内科⑤	内科⑥	内科⑦	内科⑧	内科⑨	内科⑩	(総合内科)	外科・乳腺外科	麻酔科	小児科	産科・婦人科	救急部	地域医療	精神科									
	2)身に付けるべき臨床手技																														
	①気道確保				○	○		○		○							○	◎	○	○	◎				○	○					
	②人工呼吸(バッグ・バルブ・マスクによる徒手換気含)				○			○		○							○	○	○	◎				○							
	③胸骨圧迫				○	○		○		○							○	○	○	◎											
	④圧迫止血法				○	○		○						○			○		○	◎					○		○				
	⑤包帯法					○		○										○	○	◎											
	⑥-1採血法(静脈血)		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	◎	○				○						
	⑥-2採血法(動脈血)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	◎					○				○		
	⑦-1注射法(皮内)	◎初ローテーション科			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○				○	○					
	⑦-2注射法(皮下)	◎初ローテーション科			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○				○	○				○	
	⑦-3注射法(筋肉)	◎初ローテーション科			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○				○	○				○	
	⑦-4注射法(点滴)	◎初ローテーション科	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○		○		○	○				○	
	⑦-5注射法(静脈確保)		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	◎	○	○	○				○	○				○	
	⑦-6注射法(中心静脈確保)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	◎	○	○	○				○					○	
	⑧腰椎穿刺							○						○			○		○			◎									
	⑨-1穿刺法(胸腔)				○	○	○	○	○	○	○	○					○		○	○									○		
	⑨-2穿刺法(腹腔)				○	○	○	○	○		○	○					◎		○	○									○		
	⑩導尿法				○									○			◎		○	○										○	
	⑪ドレーン・チューブ類の管理				○	○		○	○	○	○	○					◎		○	○						○				○	
	⑫胃管の挿入と管理							○	○	○	○	○		○			◎	○	○	○										○	
	⑬局所麻酔法				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			◎		○	○					○	○	○	○		○	
	⑭創部消毒とガーゼ交換				○	○		○	○		○	○		○			◎		○	○					○	○	○			○	
	⑮簡単な切開・排膿					○		○									◎		○	○					○	○	○				
	⑯皮膚縫合					○											◎		○	○					○	○	○				
	⑰軽度の外傷・熱傷の処置																◎		○	○					○	○	○				
	⑱気管挿管				○			○		○							◎	◎	○	○					○						
	⑲除細動等				○												○		○	◎											
5	検査手技																														
	血液型判定・交差適合試験					○	○			○	○	○		○			○		○											◎	
	動脈血ガス分析(動脈採血を含む)				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎				○	○					○	
	心電図の記録				○										○		○	○	○	◎	○					○				○	
	超音波検査(心)				○	○					○						○	○	◎	◎	○									○	
	超音波検査(腹部)					○			○	○	○	○	○				○	○	◎	◎	○		○							○	
6	地域包括ケア・社会的視点																														
	もの忘れ													◎							○										
	けいれん発作													◎																	
	心停止			○																◎											
	腰・背部痛																		◎	◎											
	抑うつ													○					◎	◎											
	妊娠・出産																	○	◎	◎											
	脳血管障害													○					◎	◎											
	認知症				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			◎	◎	○		○	○					○		
	心不全				○	○													◎	◎											
	高血圧				○	○								○					◎	◎											
	肺炎				○	○		○		○									◎	◎											
	慢性閉塞性肺疾患									○									◎	◎											
	腎不全					○							○						◎	◎											
	糖尿病													○					◎	◎											
	うつ病																		◎	◎											
	統合失調症																		◎	◎											
	依存症																		◎	◎											
7	診療録																														
	日々の診療録(退院時要約を含む)		◎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	入院患者の退院時要約(考察を記載)		◎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	各種診断書(死亡診断書を含む)		◎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	◎	○	○	○	○	○	○	○		○		

病院 施設番号	病院名	提供科	
031695	三重北医療センター いなべ総合病院	内科、外科、産婦人科、整形外科、放射線科、泌尿器科	6
031109	桑名市総合医療センター	循環器内科、消化器内科、糖尿病内分泌内科、膠原病リウマチ内科、 腎臓内科、呼吸器内科、小児科、産婦人科、外科、整形外科、 脳神経外科、眼科、救急科、病理診断科	14
030953	四日市羽津医療センター	内科、脳神経内科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科、 リハビリテーション緩和ケア内科、予防医学科、放射線科	9
030446	市立四日市病院	循環器内科、消化器内科、脳神経内科、血液内科、呼吸器内科、腎臓内科、 糖尿病・内分泌内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、 消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、形成外科、産婦人科、麻酔科、泌尿器科、 眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、放射線科、病理、救命救急センター、緩和ケアセンター	26
030445	三重県立総合医療センター	消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、脳神経内科、救急・集中治療科、小児科、 産婦人科、外科、整形外科、心臓血管外科・呼吸器外科、脳神経外科、泌尿器科、麻酔科、 皮膚科、耳鼻いんこう科、眼科、病理診断科	17
030448	鈴鹿中央総合病院	内科、脳神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科、呼吸器外科、 麻酔科、産婦人科、小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、病理診断科、 中央検査科、放射線科、放射線治療科	18
030930	鈴鹿回生病院	消化器内科、血液内科、循環器内科、腎臓内科、外科、整形外科、 耳鼻咽喉科、脳神経外科、脳神経内科、泌尿器科	10
035115	岡波総合病院	内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、 心臓血管外科、泌尿器科、眼科、放射線科、麻酔科、総合診療科	13
070038	伊賀市立上野総合市民病院	消化器・肝臓内科、循環器内科、脳神経内科、外科、乳腺外科、整形外科、 救急科、総合診療科、訪問診療科	9
030452	三重大学医学部附属病院	循環器内科、腎臓内科、血液・腫瘍内科、消化器・肝臓内科、 呼吸器内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、肝胆膵・移植外科、 乳腺外科、消化管外科、小児外科、心臓血管・呼吸器外科、整形外科、 脳神経外科、小児科、産科婦人科、精神科神経科、腎泌尿器外科、 耳鼻咽喉・頭頸部外科、眼科、皮膚科、放射線科（診断部門、治療部門、 IVR部門）、高度救命救急・総合集中治療センター、麻酔科、病理診断科、 形成外科、リウマチ・膠原病内科、総合診療科、リハビリテーション科、緩和ケア科	30
030449	三重中央医療センター	糖尿病・内分泌内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、 脳神経内科、麻酔科、消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、脳神経外科、 泌尿器科、整形外科、小児・新生児科、産婦人科、耳鼻咽喉科、皮膚科、 病理診断科、救急科	18
030455	松阪中央総合病院	循環器内科、血液・腫瘍科内科、脳神経内科、消化器内科、小児科、外科、 脳神経外科、胸部外科、整形外科、麻酔科、泌尿器科、眼科、救急科、 病理診断科、耳鼻咽喉科	15
030456	済生会松阪総合病院	内科、外科、乳腺外科、整形外科、産婦人科、泌尿器科、麻酔科、 脳神経外科、放射線科、脳神経内科、臨床検査科、緩和医療科、皮膚科	13
030454	松阪市民病院	呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科、 呼吸器外科、眼科	9
030457	伊勢赤十字病院	血液内科、感染症内科、腫瘍内科、肝臓内科、糖尿病・代謝内科、呼吸器内科、 消化器内科、循環器内科、腎臓内科、脳神経内科、小児科、外科、整形外科、 脳神経外科、呼吸器外科・心臓血管外科、産婦人科、泌尿器科、眼科、 頭頸部・耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、緩和ケア内科、病理診断科、形成外科、 救急部	25
030911	三重県立志摩病院	内科、外科、整形外科、精神科、皮膚科（漢方内科・漢方皮膚科）	5
090042	遠山病院	内科、外科、救急	3
030820	津生協病院	内科、外科、地域医療	3
031706	藤田医科大学七栗記念病院	リハビリテーション科、外科	2
031707	名張市立病院	内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、循環器内科、総合診療科、麻酔科	8
030453	市立伊勢総合病院	内科、外科、整形外科、皮膚科、眼科、放射線科、麻酔科、泌尿器科	8
040005	紀南病院	内科、外科	2
031709	尾鷲総合病院	内科、外科	2
032842	三重県立一志病院	内科（地域医療）	1
110022	亀山市立医療センター	内科（総合診療科）	1
147625	永井病院	内科、循環器内科、外科、整形外科	4
031696	菰野厚生病院	脳神経内科	1
031705	松阪厚生病院	精神科	1
096065	志摩市民病院	地域医療（総合診療）	1
031703	三重病院	小児科	1
030828	済生会明和病院	脳神経内科、リハビリテーション科、内科	3
地域医療を含むすべての提供科は、必修科目後の自由選択科目の履修となります。			278